

2020年9月17日

食品衛生分科会

報告事項に関する資料

(2) 報告事項

①食品中の農薬等の残留基準の設定について

・ 報告事項の概要	3
・ アゾキシストロビン（収穫後の農産物への使用を考慮した基準値の改正）	4
・ イマザピル（インポートトレランス申請）	15
・ カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ（適用拡大申請及び暫定基準の見直し）	20
・ シフルフェナミド（インポートトレランス申請）	28
・ ビキサフェン（インポートトレランス申請）	32
・ ピリプロキシフェン（適用拡大申請及びインポートトレランス申請）	39
・ オキサリニック酸（適用拡大申請）	47

②食品添加物の規格基準の改正について

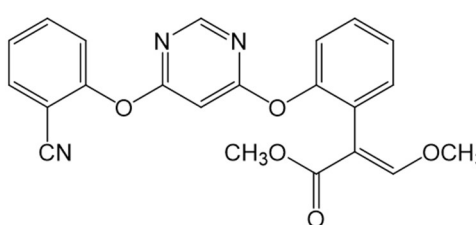
・ アゾキシストロビン（規格基準の改正）	54
・ 炭酸カルシウム（規格基準の改正）	58

食品中の農薬等の残留基準の設定について

○報告事項の概要

名称（用途）	経緯	我が国の登録等の状況	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
アゾキシストロビン（農薬/殺菌剤）	収穫後の農産物への使用を考慮した基準値の改正	農薬：小麦、たまねぎ等	ADI:0.18 mg/kg 体重/日 ARfD:1.5 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 11.9% 幼小児（1～6歳） 20.8% 妊婦 10.2% 高齢者（65歳以上） 13.8% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
イマザピル（農薬/除草剤）	インポートトトレランス申請	農薬：登録されていない	ADI:2.8 mg/kg 体重/日 ARfD:設定の必要なし	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 0.1% 幼小児（1～6歳） 0.2% 妊婦 0.1% 高齢者（65歳以上） 0.2%
カルタップ、チオシクラム及びペンシルタップ（農薬/殺虫剤）	適用拡大申請及び暫定基準の見直し	農薬：稲、キャベツ等	グループ ADI 及び ARfD（カルタップ塩酸塩として） ADI:0.016 mg/kg 体重/日 ARfD:0.1 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 61.7% 幼小児（1～6歳） 74.7% 妊婦 45.1% 高齢者（65歳以上） 76.6% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
シフルフェナミド（農薬/殺菌剤）	インポートトトレランス申請	農薬：麦類、ピーマン等	ADI:0.041 mg/kg 体重/日 ARfD:設定の必要なし	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 3.6% 幼小児（1～6歳） 8.8% 妊婦 3.7% 高齢者（65歳以上） 4.0%
ピキサフェン（農薬/殺菌剤）	インポートトトレランス申請	農薬：登録されていない。	ADI:0.019 mg/kg 体重/日 ARfD:0.2 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 23.5% 幼小児（1～6歳） 64.7% 妊婦 27.1% 高齢者（65歳以上） 19.3% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
ピリプロキシフェン（農薬/殺虫剤）	適用拡大申請及びインポートトトレランス申請	農薬：メロン、きゅうり等	ADI:0.1 mg/kg 体重/日 ARfD:3 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 6.4% 幼小児（1～6歳） 11.0% 妊婦 4.9% 高齢者（65歳以上） 7.9% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
オキシリニック酸（農薬/殺菌剤、動物用医薬品/合成抗菌剤）	適用拡大申請	農薬：稲、ばれいしょ等 動物用医薬品：牛、豚等	ADI:0.021 mg/kg 体重/日 ARfD:0.06 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 46.8% 幼小児（1～6歳） 58.7% 妊婦 36.5% 高齢者（65歳以上） 56.8% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。

アゾキシストロビン (Azoxystrobin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	収穫後の農産物への使用を考慮し、残留基準を設定する。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	ストロビルリン系殺菌剤である。ミトコンドリアのシトクローム bc ₁ 複合体の Q _o 部位に結合することで電子伝達系を阻害し、菌の呼吸を阻害することにより抗菌作用を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	だいで／紫斑病 等										
我が国の登録状況	農薬：小麦、たまねぎ等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、2008 年に ADI が設定され、ARfD は設定不要と評価されている。国際基準はバナナ、ぶどう等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてとうもろこし、いちご等に、カナダにおいてぶどう、なたね等に、EU においてえだまめ、ぶどう等に、豪州においてアボカド、ぶどう等に、ニュージーランドにおいて小麦、ぶどう等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI: 0.18 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (雄ラット・混餌。(発がん性は認められなかった。) 最小毒性量における毒性所見は体重増加抑制等)</p> <p>無毒性量 18.2 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>ARfD: 1.5 mg/kg 体重</p> <p>[設定根拠] 妊娠 7~19日 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口。最小毒性量における毒性所見は体重減少等)</p> <p>無毒性量 150 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：アゾキシストロビンとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価</p> <p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="558 1836 1452 2083"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1 歳以上)</td> <td>43.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>79.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>39.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>50.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	国民全体 (1 歳以上)	43.9	幼小児 (1~6 歳)	79.7	妊婦	39.7	高齢者 (65 歳以上)	50.1
	TMDI/ADI (%)										
国民全体 (1 歳以上)	43.9										
幼小児 (1~6 歳)	79.7										
妊婦	39.7										
高齢者 (65 歳以上)	50.1										

	<p>(参考) EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)^{注)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1歳以上)</td> <td>11.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>20.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>10.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>13.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価</p> <p>各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、国民全体 (1歳以上) 及び幼小児 (1~6歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。</p> <p>注) 基準値案、最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を推定した。</p>		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体 (1歳以上)	11.9	幼小児 (1~6歳)	20.8	妊婦	10.2	高齢者 (65歳以上)	13.8
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体 (1歳以上)	11.9										
幼小児 (1~6歳)	20.8										
妊婦	10.2										
高齢者 (65歳以上)	13.8										
意見聴取の状況	令和 2 年 7 月 30 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

農薬名 アズキシストロビン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米（玄米をいう。）	0.2	0.2	○			0.02, 0.04(¥)
小麦	0.3	0.3	○	0.2		0.02, 0.10(＃) (¥)
大麦	2	0.5		1.5		
ライ麦	0.3	0.3		0.2		
とうもろこし	0.05	0.05		0.02	0.05 米国	※1 【<0.01~0.02(＃) (n=6) (米 国)】
その他の穀類	10	0.5		10		
大豆	0.5	0.5	○	0.5	0.5 米国	【0.02~0.12(＃) (n=7) (米 国)】
小豆類	0.5	0.5	○	0.07	0.5 米国	【米国の大豆参照】
えんどう	0.5	0.5		0.07	0.5 米国	【米国の大豆参照】
そら豆	0.5	0.5		0.07	0.5 米国	【米国の大豆参照】
らっかせい	0.2	0.2		0.2		
その他の豆類	0.5	0.5		0.07	0.5 米国	【米国の大豆参照】
ばれいしょ	7	1	○・申	7		収穫後使用に係る作物残留 試験成績に基づき設定
さといも類（やつがしらを含む。）	1	1	○	1		
かんしょ	1	1		1		
やまいも（長いもをいう。）	1	1	○	1		
こんにやくいも	1	1	○	1		
その他のいも類	1	1		1		
てんさい	1	1	○	1		
さとうきび	0.05			0.05		
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	1	1	○	1		
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	50	50	○		50 米国	【9.9~32.4(＃) (n=5) (米 国)】
かぶ類の根	1	1	○	1		
かぶ類の葉	15	15	○			2.36, 8.64(¥)
西洋わさび	1	1		1		
クレソン	70	70	○	70		
はくさい	5	3	○	5		
キャベツ	5	5	○	5		
芽キャベツ	5	5		5		
ケール	40	40	○			(きょうな参照)
こまつな	15	15	○			1.0, 9.2(¥)
きょうな	40	40	○			8.5, 24.6(¥)
チンゲンサイ	40	40	○			(きょうな参照)
カリフラワー	5	5		5		
ブロッコリー	5	5	○	5		
その他のあぶらな科野菜	40	40	○	5		(きょうな参照)
ごぼう	1	1	○	1		
サルシフィー	1	1		1		
アーティチョーク	5	5		5		
チコリ	30	30		0.3	30 米国	【米国レタス(2.11~ 4.70(＃) (n=8)), リーフレタ ス(2.7~13.5(＃) (n=8)), セ ロリ(2.1~9.1(＃) (n=8))及 びほうれんそう(2.28~ 23.0(＃) (n=7))】
エンダイブ	30	30	○		30 米国	【米国レタス, リーフレタ ス, セロリ及びほうれんそう 参照】
しゅんぎく	30	30	○		30 米国	【米国レタス, リーフレタ ス, セロリ及びほうれんそう 参照】
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	30	30	○	3	30 米国	【米国レタス, リーフレタ ス, セロリ及びほうれんそう 参照】
その他のきく科野菜	70	70	○	70		

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
たまねぎ	10	10	○	10		0.13, 0.83(¥)
ねぎ (リーキを含む。)	10	10	○	10		
にんにく	10	10	○	10		
にら	10	70	○	10		
アスパラガス	2	2	○	0.01		
わけぎ	10	10	○	10		
その他のゆり科野菜	70	70	○	70		
にんじん	1	1	○	1	30 米国	【米国レタス, リーフレタス, セロリ及びほうれんそう参照】 1.6, 1.7(¥)
パースニップ	1	1		1		
パセリ	70	70	○	70		
セロリ	30	30	○	5		
みつば	5	5	○			
その他のせり科野菜	70	70	○	70		
トマト	3	3	○	3		
ピーマン	3	3	○	3		
なす	3	3	○	3		
その他のなす科野菜	3	30	○	3		
きゅうり (ガーキンを含む。)	1	1	○	1	0.461, 0.467, 0.482	
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	1	1	○	1		
しろうり	1	1	○	1		
すいか		1	○			
すいか (果皮を含む。)	1		○	1		
メロン類果実		1	○			
メロン類果実 (果皮を含む。)	2		○	1		
まくわうり		1				
まくわうり (果皮を含む。)	1			1		
その他のうり科野菜	1	1	○	1		
ほうれんそう	30	30	○		30 米国	【米国レタス, リーフレタス, セロリ及びほうれんそう参照】
オクラ	3	3	○	3	0.03, 0.14(¥)	
しょうが	0.5	0.5	○			
未成熟えんどう	3	3	○	3	0.47, 2.32(¥)	
未成熟いんげん	3	3	○	3		
えだまめ	5	5	○	3		
しいたけ		3				
その他のきのこ類		3				
その他の野菜	70	70	○	70		
みかん	1	1			※1 収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定※2	
なつみかんの果実全体	10	10		15		
レモン	10	10		15		
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	10	10		15		
グレープフルーツ	10	10		15		
ライム	10	10		15		
その他のかんきつ類果実	10	10		15		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
りんご	2	2	○			0.14, 0.98(＃)(＃)
日本なし	2	2	○			0.35, 0.68(＃)
西洋なし	2	2	○			(日本なし参照)
びわ		0.1	○			
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	3		○			0.32, 0.84, 0.97
もも		0.05	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	2		○	2		
ネクタリン	3	3	○	2		0.5, 1.4(＃)
あんず(アプリコットを含む。)	2	2	○	2		
すもも(プルーンを含む。)	2	2	○	2		
うめ	2	2	○	2		
おうとう(チェリーを含む。)	3	3	○	2		0.47, 1.30(＃)
いちご	10	10	○	10		
ラズベリー	5	5		5		
ブラックベリー	5	5		5		
ブルーベリー	5	5		5		
クランベリー	0.5	0.5		0.5		
ハuckleベリー	5	5		5		
その他のベリー類果実	5	5		5		
ぶどう	10	10	○	2		1.68, 4.22(＃)(＃)
かき	1	1	○			0.05, 0.36(＃)
バナナ	3	3	○	2		0.72, 1.33(＃)
パパイア	2	2		0.3	2 米国	【0.16, 0.49(＃)(＃)(米国)】
アボカド	1	1				【0.079~0.547(＃)(n=5)(豪州)】
グアバ	0.3	0.3	○			0.03, 0.08(＃)
マンゴー	1	1	○	0.7		0.4, 0.5(＃)
パッションフルーツ	1	1	○			0.30, 0.33(＃)
その他の果実	5	5	○	5		
ひまわりの種子	0.5	0.5		0.5	0.5 米国	【<0.01~0.24(＃)(n=10)(米国)】
べにばなの種子	0.5	0.5			0.5 米国	【米国のひまわりの種子参照】
綿実	0.7	0.7		0.7		
なたね	1	1		0.5	1 カナダ	【<0.01~0.05(＃)(n=4)(カナダ)】
ぎんなん	0.01	0.01		0.01		
くり	0.02	0.02		0.01	0.02 米国	【米国ペカン(<0.01(＃)(n=4),アーモンド(<0.01(＃)(n=5))】
ペカン	0.02	0.02		0.01	0.02 米国	【米国ペカン及びアーモンド参照】
アーモンド	0.02	0.02		0.01	0.02 米国	【米国ペカン及びアーモンド参照】
くるみ	0.02	0.02		0.01	0.02 米国	【米国ペカン及びアーモンド参照】
その他のナッツ類	1	1		1		
茶	10	10	○			0.8~4.75(n=4)
コーヒー豆	0.05	0.05		0.03	0.05 ブラジル	【<0.01(＃)ブラジル】
ホップ	30	30	○	30		
その他のスパイス	70	70		10		※1
その他のハーブ	70	70	○	70		

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.05	0.05		0.05		
豚の筋肉	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05		0.05		
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05		
豚の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05		0.05		
牛の肝臓	0.07	0.07		0.07		
豚の肝臓	0.07	0.07		0.07		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.07	0.07		0.07		
牛の腎臓	0.07	0.07		0.07		
豚の腎臓	0.07	0.07		0.07		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07	0.07		0.07		
牛の食用部分	0.07	0.07		0.07		
豚の食用部分	0.07	0.07		0.07		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.07	0.07		0.07		
乳	0.01	0.01		0.01		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01		
魚介類	0.08	0.08				推 : 0.0705
とうもろこし油 (注1に限る。)	/	0.1				
とうもろこし油	0.1			0.1		
とうがらし (乾燥させたもの)	/	30		30		※3
乾燥ハーブ	300	300		300		

太枠:申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

推:推定される残留濃度であることを示す

注1) 食用植物油の日本農林規格に規定する食用とうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油

※1) 海外において基準値が設定されていることを考慮し、現行の基準値を維持することとする。

※2) 参考とした米国の基準値は変更されており、国際基準も設定されているが、申請がなかったことから、現行の基準値を維持することとする。

※3) 加工食品である「とうがらし (乾燥させたもの)」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRは乾燥とうがらしの加工係数を10と算出している。

アゾキシストロビン

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.2
小麦	0.3
大麦	2
ライ麦	0.3
とうもろこし	0.05
その他の穀類 ^{注1)}	10
大豆	0.5
小豆類 ^{注2)}	0.5
えんどう	0.5
そら豆	0.5
らっかせい	0.2
その他の豆類 ^{注3)}	0.5
ばれいしょ	7
さといも類（やつがしらを含む。）	1
かんしょ	1
やまいも（長いものをいう。）	1
こんにやくいも	1
その他のいも類 ^{注4)}	1
てんさい	1
さとうきび	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	50
かぶ類の根	1
かぶ類の葉	15
西洋わさび	1
クレソン	70
はくさい	5
キャベツ	5
芽キャベツ	5
ケール	40
こまつな	15
きょうな	40
チンゲンサイ	40
カリフラワー	5
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	40

食品名	残留基準値 ppm
ごぼう	1
サルシフィー	1
アーティチョーク	5
チコリ	30
エンダイブ	30
しゅんぎく	30
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	30
その他のきく科野菜 ^{注6)}	70
たまねぎ	10
ねぎ（リーキを含む。）	10
にんにく	10
にら	10
アスパラガス	2
わけぎ	10
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	70
にんじん	1
パースニップ	1
パセリ	70
セロリ	30
みつば	5
その他のせり科野菜 ^{注8)}	70
トマト	3
ピーマン	3
なす	3
その他のなす科野菜 ^{注9)}	3
きゅうり（ガーキンを含む。）	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	1
しろうり	1
すいか（果皮を含む。）	1
メロン類果実（果皮を含む。）	2
まくわうり（果皮を含む。）	1
その他のうり科野菜 ^{注10)}	1
ほうれんそう	30
オクラ	3
しょうが	0.5
未成熟えんどう	3
未成熟いんげん	3
えだまめ	5
その他の野菜 ^{注11)}	70

食品名	残留基準値
	ppm
みかん	1
なつみかんの果実全体	10
レモン	10
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	10
グレープフルーツ	10
ライム	10
その他のかんきつ類果実 ^{注12)}	10
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	3
もも（果皮及び種子を含む。）	2
ネクタリン	3
あんず（アプリコットを含む。）	2
すもも（プルーンを含む。）	2
うめ	2
おうとう（チェリーを含む。）	3
いちご	10
ラズベリー	5
ブラックベリー	5
ブルーベリー	5
クランベリー	0.5
ハックルベリー	5
その他のベリー類果実 ^{注13)}	5
ぶどう	10
かき	1
バナナ	3
パパイヤ	2
アボカド	1
グアバ	0.3
マンゴー	1
パッションフルーツ	1
その他の果実 ^{注14)}	5
ひまわりの種子	0.5
べにばなの種子	0.5
綿実	0.7
なたね	1
ぎんなん	0.01
くり	0.02
ペカン	0.02
アーモンド	0.02
くるみ	0.02
その他のナッツ類 ^{注15)}	1

食品名	残留基準値 ppm
茶	10
コーヒー豆	0.05
ホップ	30
その他のスパイス ^{注16)}	70
その他のハーブ ^{注17)}	70
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注18)} の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.07
豚の肝臓	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.07
牛の腎臓	0.07
豚の腎臓	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07
牛の食用部分 ^{注19)}	0.07
豚の食用部分	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.07
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注20)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
魚介類	0.08
とうもろこし油	0.1
乾燥ハーブ	300

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)&及びこんにやくいも以外のものをいう。

注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)&及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注10)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注11)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注12)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注13)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注14)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注15)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注16)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

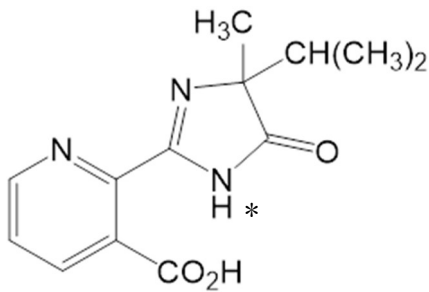
注17)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注18)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注19)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注20)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

イマザピル (Imazapyr)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス (IT) 制度に基づく基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。										
構造式	 <p>(ラセミ体、<i>R</i>体 : <i>S</i>体 = 1 : 1)</p> <p>* : imidazole 環の 1 位と 3 位の 2 つの N が二重結合を共有する互変異性体として存在しているが、本構造では互変異性体の一方を記載している。</p>										
用途	農薬 / 除草剤										
作用機構	イミダゾリノン系除草剤である。分岐鎖アミノ酸 (バリン、ロイシン及びイソロイシン) の植物体内での生合成酵素であるアセトヒドロキシ酸合成酵素を阻害すると考えられている。										
適用作物 / 適用病害虫等	国際基準を参照とするため、適用作物等の記載は省略する。										
我が国の登録状況	農薬 : 登録されていない。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、2013 年に ADI が設定され、ARfD は設定の必要なしと評価されている。国際基準は大麦、小麦等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてとうもろこし、大豆等に、カナダにおいて小豆類、なたね等に、EU において小豆類、大豆等に、豪州において大麦、とうもろこし等に、ニュージーランドにおいてとうもろこしに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 2.8 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 1 年間 慢性毒性試験 (雄イヌ・混餌。最大投与量で毒性所見なし)</p> <p>無毒性量 280 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>ARfD : 設定の必要なし</p> <p>イマザピルの単回投与等により生じる可能性のある毒性影響は認められなかったことから、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質 : イマザピルとする。										
暴露評価	<p>TMDI / ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="558 1881 1452 2116"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1 歳以上)</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI / ADI (%)	国民全体 (1 歳以上)	0.1	幼小児 (1~6 歳)	0.2	妊婦	0.1	高齢者 (65 歳以上)	0.2
	TMDI / ADI (%)										
国民全体 (1 歳以上)	0.1										
幼小児 (1~6 歳)	0.2										
妊婦	0.1										
高齢者 (65 歳以上)	0.2										

意見聴取の状況	令和2年7月3日に在京大使館への説明を実施 令和2年8月11日にパブリックコメントを実施 令和2年8月21日にWTO通報を実施
答申案	別紙2のとおり。

農薬名 イマザピル

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.05	0.05	IT	0.05		
大麦	0.7			0.7		
とうもろこし	0.05	0.05		0.05		
大豆	5	5		5		
小豆類	0.3	0.3		0.3		
ひまわりの種子	0.08	0.08		0.08		
なたね	0.05	0.05		0.05		
牛の筋肉	0.05	0.05		0.05		
豚の筋肉	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05		0.05		
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05		
豚の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05		0.05		
牛の肝臓	0.2	0.05		0.2		
豚の肝臓	0.2	0.05		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.05		0.2		
牛の腎臓	0.2	0.2		0.2		
豚の腎臓	0.2	0.05		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.05		0.2		
牛の食用部分	0.2	0.05		0.2		
豚の食用部分	0.2	0.05		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.05		0.2		
乳	0.01	0.01		0.01		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの卵	0.01	0.01		0.01		

太枠:申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの
IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

イマザピル

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.05
大麦	0.7
とうもろこし	0.05
大豆	5
小豆類 ^{注1)}	0.3
ひまわりの種子	0.08
なたね	0.05
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注2)} の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.2
豚の肝臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2
牛の腎臓	0.2
豚の腎臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2
牛の食用部分 ^{注3)}	0.2
豚の食用部分	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注4)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

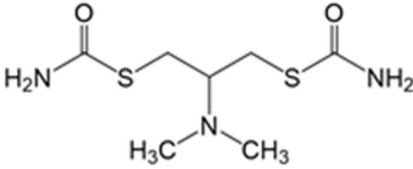
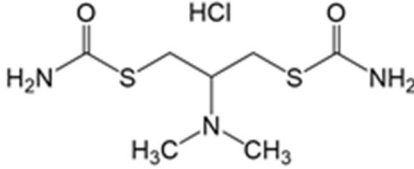
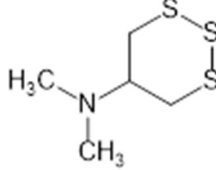
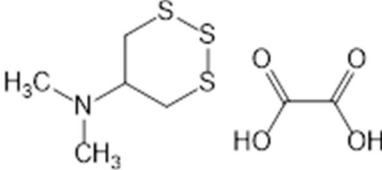
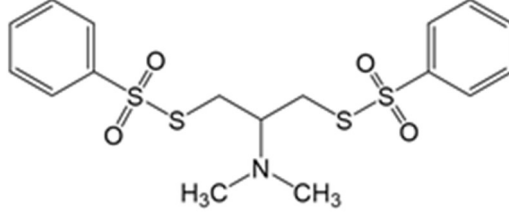
注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

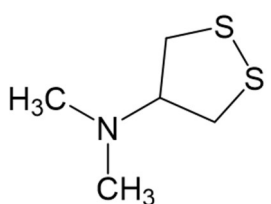
注2) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注3) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注4) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ (Cartap, Thiocyclam and Bensultap)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>カルタップ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>カルタップ塩酸塩</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>チオシクラム</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>チオシクラムシュウ酸塩</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>ベンスルタップ</p> </div>
用途	農薬／殺虫剤
作用機構	ネライストキシン系の殺虫剤である。植物及び昆虫体内でネライストキシンに変化し、昆虫の中樞神経シナプス後膜のアセチルコリン受容体に結合して、アセチルコリンの刺激伝達作用を遮断することにより効果を示すと考えられている。
適用作物／適用病害虫等	稲／イネドロオイムシ 等
我が国の登録状況	農薬：稲、キャベツ等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値は設定されていない。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p><u>カルタップ塩酸塩、チオシクラムシュウ酸塩及びベンスルタップのグループ ADI 及び ARfD</u></p> <p>カルタップ塩酸塩、チオシクラムシュウ酸塩及びベンスルタップの動物における毒性発現は主に共通代謝物によるものと推察されたことから、食品安全委員会は、各剤を用いた毒性試験等の結果に基づき各剤の ADI 及び ARfD を設定し、これらの評価結果を検討し、カルタップ塩酸塩、チオシクラムシュウ酸塩及びベンスルタップに係る総合評価を行い、グループ ADI 及び ARfD をそれぞれ以下の通り設定した。</p> <p>ADI : 0.016 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠：ベンスルタップ] 2 世代 2 世代繁殖試験 (雄ラット・</p>

	<p>混餌。最小毒性量における毒性所見は体重増加抑制等) 無毒性量 2.52 mg/kg 体重/day 1.60 mg/kg 体重/day (カルタップ塩酸塩換算、換算係数: 0.634) 安全係数 100</p> <p>ARfD: 0.1 mg/kg 体重</p> <p>[設定根拠①: カルタップ塩酸塩] 急性神経毒性試験 (雌ラット・強制経口。最小毒性量における毒性所見は後肢開脚幅減少) 無毒性量 10 mg/kg 体重 安全係数 100</p> <p>[設定根拠②: カルタップ塩酸塩] 一般薬理試験 (マウス・強制経口。最小毒性量における毒性所見は不穏等) 最大無作用量 10 mg/kg 体重 安全係数 100</p> <p>[設定根拠③: チオシクラムシュウ酸塩] 妊娠 6~18 日 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口。最小毒性量における毒性所見は母動物の体重減少/増加抑制等) 無毒性量 10 mg/kg 体重/day 10.1 mg/kg 体重/day (カルタップ塩酸塩換算、換算係数 1.01) 安全係数 100</p>										
<p>基準値案</p>	<p>別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質: カルタップ塩酸塩、カルタップ、チオシクラムシュウ酸塩、チオシクラム、ベンスルタップ、代謝物 A【N,N-ジメチル-1,2-ジチオラン-4-アミン】及びアルカリ条件下で加水分解、酸化することにより代謝物 A に変換される代謝物とする。</p> <div style="text-align: center;">  <p>代謝物 A (ネライストキシン)</p> </div>										
<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="571 1503 1453 1727"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1 歳以上)</td> <td>61.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>74.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>45.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>76.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、国民全体 (1 歳以上) 及び幼小児 (1~6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。</p> <p>注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		TMDI/ADI (%)	国民全体 (1 歳以上)	61.7	幼小児 (1~6 歳)	74.7	妊婦	45.1	高齢者 (65 歳以上)	76.6
	TMDI/ADI (%)										
国民全体 (1 歳以上)	61.7										
幼小児 (1~6 歳)	74.7										
妊婦	45.1										
高齢者 (65 歳以上)	76.6										

意見聴取の状況	令和2年9月1日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施する予定
答申案	別紙2のとおり。

農薬名 カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米（玄米をいう。）	0.3	0.2	○			<0.07, <0.07(＃) (¥) (チオシクラム)
小麦		0.2				
大麦		0.2				
ライ麦		0.2				
とうもろこし	0.1	0.2	○			<0.02, <0.02(¥) (カルタップ)
そば		0.2				
その他の穀類	0.2	0.2	○			<0.01, 0.04(¥) (はとむぎ) (カルタップ)
ばれいしょ	0.1	0.1	○			<0.01, 0.02(¥) (カルタップ)
さといも類（やつがしらを含む。）	0.1	0.1	○			<0.02, <0.02(¥) (カルタップ)
かんしょ	0.05	0.1	○			<0.01, 0.01(¥) (カルタップ)
やまいも（長いもをいう。）		0.1				
こんにやくいも		0.1				
その他のいも類		0.1				
てんさい	0.2		申			<0.01, 0.02, 0.07(カルタップ)
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.5	3	○			0.04, 0.13(¥) (はつかだいこん) (カルタップ)
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	3	3	○			0.48, 1.08(¥) (はつかだいこん) (カルタップ)
かぶ類の根		3				
かぶ類の葉		3				
西洋わさび		3				
クレソン		3				
はくさい	2	3	○			0.120, 0.975(¥) (カルタップ)
キャベツ	0.7	3	○			0.19, 0.22(¥) (チオシクラム)
芽キャベツ		3				
ケール		3				
こまつな		3				
きょうな		3				
チンゲンサイ	2	3	○			0.50, 0.63(¥) (カルタップ)
カリフラワー		3				
ブロッコリー	2	3	○			0.25, 0.55(¥) (チオシクラム)
その他のあぶらな科野菜	1	3	○			0.13, 0.38(¥) (なばな) (カルタップ)
ごぼう		3				
サルシフィー		3				
アーティチョーク		3				
チコリ		3				
エンダイブ		3				
しゅんぎく	0.8	3	○			<0.04, 0.20, 0.32(チオシクラム)
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	2	3	○			0.48, 0.82(¥) (レタス) (カルタップ)
その他のきく科野菜	0.5	3	○			<0.03, 0.13(¥) (ふき) (カルタップ)
たまねぎ	0.2	3	○			0.02～0.12(n=6) (カルタップ)
ねぎ（リーキを含む。）	5	3	○・申			0.44～2.22(n=6) (カルタップ)
にんにく		3				
にら	1	3	○			0.07, 0.23, 0.44(チオシクラム)
アスパラガス	0.7	3	○			<0.03, 0.22(¥) (チオシクラム)
わけぎ	0.7	3	○			0.18, 0.26(¥) (チオシクラム)
その他のゆり科野菜		3				
にんじん		3				
パースニップ		3				
パセリ		3				
セロリ	15	3	申			2.44, 4.15, 4.29(チオシクラム)
みつば		3				
その他のせり科野菜		3				

農薬名 カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト		3				
ピーマン		3				
なす		3				
その他のなす科野菜		3				
きゅうり (ガーキンを含む。)		3				
かぼちゃ (スカッシュを含む。)		3				
しろうり		3				
すいか		3				
メロン類果実		3				
まくわうり		3				
その他のうり科野菜		3				
ほうれんそう	3	3	○			0.20~1.09 (n=6) (チオシクラム)
たけのこ		3				
オクラ		3				
しょうが	0.2	3	○			<0.005, 0.038(¥) (カルタップ)
未成熟えんどう	3	3	○			0.146~1.14 (n=4) (さやえんどう) (カルタップ)
未成熟いんげん	2	3	○			0.24, 0.76(¥) (さやいんげん) (カルタップ)
えだまめ		3				
マッシュルーム		3				
しいたけ		3				
その他のきのこ類		3				
その他の野菜	1	3	○			0.4, 0.4(¥) (びわ(葉)) (カルタップ)
みかん		3				
なつみかんの果実全体		3				
レモン		3				
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)		3				
グレープフルーツ		3				
ライム		3				
その他のかんきつ類果実		3				
りんご		3				
日本なし		3				
西洋なし		3				
マルメロ		3				
びわ		3	○			
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.4	3	○			0.01, 0.01, 0.16(カルタップ)
もも		3				
ネクタリン		3				
あんず (アブリコットを含む。)		3				
すもも (プルーンを含む。)		3				
うめ		3				
おうとう (チェリーを含む。)		3				
いちご		3				
ラズベリー		3				
ブラックベリー		3				
ブルーベリー		3				
クランベリー		3				
ハックルベリー		3				
その他のベリー類果実		3				
ぶどう	2	3	○			0.26, 0.938(¥) (カルタップ)
かき	0.4	3	○			<0.05~0.20 (n=5) (カルタップ)

農薬名 カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
バナナ		3				0.86~3.18(n=5)(カルタップ)
キウイ		3	○			
キウイ (果皮を含む。)	6	3	○			
パパイヤ		3				
アボカド		3				
パイナップル		3				
グアバ		3				
マンゴー		3				
パッションフルーツ		3				
なつめやし		3				
その他の果実		3				
ひまわりの種子		3				
ごまの種子		3				
べにばなの種子		3				
綿実		3				
なたね		3				
その他のオイルシード		3				
ぎんなん		3				
くり	0.03	3	○			<0.008, <0.008(¥)(カルタップ)
ペカン		3				
アーモンド		3				
くるみ		3				
その他のナッツ類		3				
茶	30	30	○			
ホップ	10	10	○			0.81~14.0(n=4)(カルタップ) 0.96, 3.38(¥)(カルタップ)
その他のスパイス		3				
その他のハーブ	1	3	○			0.20, 0.32(¥)(あさつき)(チオシクラム)

網掛け：ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値（暫定基準）

太枠：申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

斜線：食品区分を削除したもの

○：既に、国内において農薬登録のあるもの

申：農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#)：使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥)：最大値を基準値設定の根拠とする

カルタップ：カルタップ塩酸塩を用いた作物残留試験成績

チオシクラム：チオシクラムシュウ酸塩を用いた作物残留試験成績

カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ

今回基準値を設定するカルタップ、チオシクラム及びベンスルタップとは、カルタップ塩酸塩、カルタップをカルタップ塩酸塩に換算したもの、チオシクラムシュウ酸塩をカルタップ塩酸塩に換算したもの、チオシクラムをカルタップ塩酸塩に換算したもの、ベンスルタップをカルタップ塩酸塩に換算したもの、代謝物A【N,N-ジメチル-1,2-ジチオラン-4-アミン】をカルタップ塩酸塩に換算したものと及びアルカリ条件下で加水分解、酸化することにより代謝物Aに変換される代謝物をカルタップ塩酸塩に換算したものの和をいう。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.3
とうもろこし	0.1
その他の穀類 ^{注1)}	0.2
ばれいしょ	0.1
さといも類（やつがしらを含む。）	0.1
かんしょ	0.05
てんさい	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	3
はくさい	2
キャベツ	0.7
チンゲンサイ	2
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	1
しゅんぎく	0.8
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	2
その他のきく科野菜 ^{注3)}	0.5
たまねぎ	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	5
にら	1
アスパラガス	0.7
わけぎ	0.7
セロリ	15
ほうれんそう	3
しょうが	0.2
未成熟えんどう	3
未成熟いんげん	2
その他の野菜 ^{注4)}	1
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.4
ぶどう	2
かき	0.4
キウイー（果皮を含む。）	6

食品名	残留基準値 ppm
くり	0.03
茶	30
ホップ	10
その他のハーブ ^{注5)}	1

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

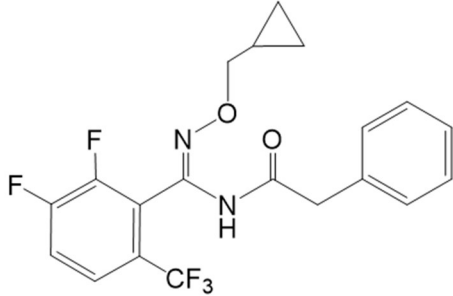
注2) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

シフルフェナミド (Cyflufenamid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	インポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬／殺菌剤
作用機構	アミドキシム骨格を有する殺菌剤である。麦類、いちご、メロン等のうどんこ病並びにもも、すもも及びおうとうの灰星病に防除効果を示す。
適用作物／適用病害虫等	麦類／うどんこ病 等
我が国の登録状況	農薬：麦類、ピーマン等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR による毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてホップ、ぶどう等に、カナダにおいてりんご、ぶどう等に、EUにおいて小麦、大麦等に、豪州においてぶどう、いちご等に、ニュージーランドにおいてぶどう、かぼちゃ等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.041 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (雄イヌ・混餌。最小毒性量における毒性所見はアルカリホスファターゼ (ALP) 増加)</p> <p>無毒性量 4.1 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>発がん性試験において、雄ラットで甲状腺ろ胞細胞腺腫、雄マウスで肝細胞腺腫の増加が認められたが、発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>ARfD:設定の必要なし</p> <p>シフルフェナミドの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったため、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。</p>
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：シフルフェナミドとする。

暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。	
		TMDI/ADI (%)
	国民全体 (1 歳以上)	3.6
	幼小児 (1~6 歳)	8.8
	妊婦	3.7
	高齢者 (65 歳以上)	4.0
	TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)	
意見聴取の状況	令和 2 年 7 月 30 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定	
答申案	別紙 2 のとおり。	

農薬名 シフルフェナミド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.3	0.3	○			0.020,0.054(¥)
大麦	0.7	0.7	○			0.228,0.258(¥)
ライ麦	0.7	0.7	○			(大麦参照)
その他の穀類	0.7	0.7	○			(大麦参照)
トマト	0.5	0.5	○			0.10,0.16(¥)(ミトマト)
ピーマン	1	1	○			0.058,0.342(¥)
なす	0.3	0.3	○			0.051,0.066(¥)
その他のなす科野菜	0.3	0.3		0.3	韓国	【0.111(#)(とうがらし(韓国))】※1
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3	○			0.054,0.060(¥)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3	○			0.0231,0.0653(¥)(#)※2
しろりり	0.1	0.2	○			0.0034,0.0177(¥)(#)※2
すいか		0.02	○			
すいか(果皮を含む。)	0.08		○			0.02,0.03,0.03
メロン類果実		0.02	○			
メロン類果実(果皮を含む。)	0.2		○			0.05,0.06,0.08
その他のうり科野菜	0.3	0.5	○			0.0245,0.0789(¥)(#)(にがうり)※2
りんご	0.3	0.7	○			0.0435~0.136(#)(n=4)※2
もも		0.05	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	1		○			0.255,0.33(¥)(#)※2
すもも(プルーンを含む。)	0.2	0.3	○			0.028,0.044(¥)(#)※2
おうとう(チェリーを含む。)	2	5	○			0.318,0.90(¥)(#)※2
いちご	0.7	0.7	○			0.170,0.273(¥)
ぶどう	0.5	0.5		0.5	韓国	【0.14(#)(韓国)】※1
かき	0.3	0.5	○			0.076,0.089(¥)(#)※2
ホップ	5		IT	5.0	米国	【0.821~2.24(n=4)(米国)】

太枠:申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

※1) 現行の基準値は当時の韓国の基準値を参照して設定したものであり、現在も韓国において基準値が設定されていることを考慮し、現行の基準値を維持することとする。

※2) かぼちゃ、しろりり、にがうり、りんご、もも、すもも、おうとう及びかきについては、残留濃度が定量下限値以上の場合にはプロポーショナルリティ (proportionality) の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。

シフルフェナミド

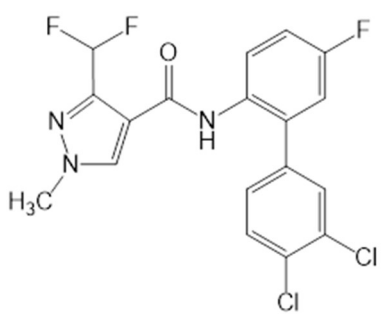
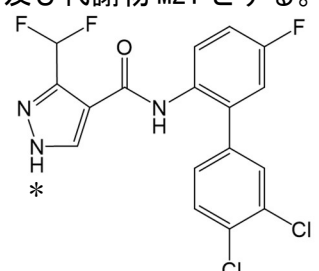
食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.3
大麦	0.7
ライ麦	0.7
その他の穀類 ^{注1)}	0.7
トマト	0.5
ピーマン	1
なす	0.3
その他のなす科野菜 ^{注2)}	0.3
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3
しろうり	0.1
すいか（果皮を含む。）	0.08
メロン類果実（果皮を含む。）	0.2
その他のうり科野菜 ^{注3)}	0.3
りんご	0.3
もも（果皮及び種子を含む。）	1
すもも（プルーンを含む。）	0.2
おうとう（チェリーを含む。）	2
いちご	0.7
ぶどう	0.5
かき	0.3
ホップ	5

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注3) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

ビキサフェン (Bixafen)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	インポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬／殺菌剤
作用機構	カルボキシアミド系殺菌剤である。ミトコンドリア内電子伝達複合体Ⅱのコハク酸脱水素酵素を阻害することにより、殺菌効果を示すと考えられている。
適用作物／適用病害虫等	とうもろこし／灰斑病 等
我が国の登録状況	農薬：登録されていない。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、2013 年に ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準は小麦、牛等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてらっかせい、てんさい等に、EU において大麦、ライ麦等に、豪州において乳、畜産物等に、ニュージーランドにおいて大麦、乳等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.019 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2 年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (雄ラット・混餌。 (発がん性は認められなかった。) 最小毒性量における毒性所見は小葉中心性肝細胞肥大等)</p> <p>無毒性量 1.98 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD:0.2 mg/kg 体重</p> <p>[設定根拠] 妊娠 6~20 日 発生毒性試験 (ラット・強制経口。最小毒性量における毒性所見は体重減少/増加抑制等)</p> <p>無毒性量 20 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>
基準値案	<p>別紙 1 のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：農産物にあつてはビキサフェンとし、畜産物にあつてはビキサフェン及び代謝物 M21 とする。</p>  <p>代謝物 M21</p> <p>* : pyrazole 環の 2 つの N と H との結合状態に関して、本構造では互変異性体が存在するものとして、その一方を記載している。</p>

<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露評価 TMDI／ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="564 230 1449 456"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1 歳以上)</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1～6 歳)</td> <td>64.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>27.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>19.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、国民全体 (1 歳以上) 及び幼小児 (1～6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。 注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成 17～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を推定した。</p>		TMDI／ADI (%)	国民全体 (1 歳以上)	23.5	幼小児 (1～6 歳)	64.7	妊婦	27.1	高齢者 (65 歳以上)	19.3
	TMDI／ADI (%)										
国民全体 (1 歳以上)	23.5										
幼小児 (1～6 歳)	64.7										
妊婦	27.1										
高齢者 (65 歳以上)	19.3										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>令和 2 年 7 月 30 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.4	0.05	IT	0.05	0.40	※1
大麦	0.5	0.5		0.4	0.5	【0.02～0.34(n=20)(EU)】
ライ麦	0.4	0.05	IT	0.05	0.40	※1
とうもろこし	0.4		IT		0.40	※1
そば	0.4		IT		0.40	※1
その他の穀類	3	0.5	IT	0.4	3.0	【米国ソルガム(0.019～1.780(n=9))】
大豆	0.04		IT		0.04	【<0.01～0.029(n=21)(米国)】
らっかせい	0.01		IT		0.01	【<0.010 (n=15) (米国)】
ばれいしょ	0.01		IT		0.01	【<0.010～0.011(#)(n=20) (米国)】
さといも類(やつかしらを含む。)	0.01		IT		0.01	【米国ばれいしょ参照】
かんしょ	0.01		IT		0.01	【米国ばれいしょ参照】
やまいも(長いもをいう。)	0.01		IT		0.01	【米国ばれいしょ参照】
その他のいも類	0.01		IT		0.01	【米国ばれいしょ参照】
てんさい	0.3		IT		0.30	【米国にんじん(<0.010～0.171(#)(n=10))】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.3		IT		0.30	【米国にんじん参照】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	3		IT		3.0	【米国ラディッシュの葉(0.343～1.260(#)(n=6))】
かぶ類の根	0.3		IT		0.30	【米国にんじん参照】
西洋わさび	0.3		IT		0.30	【米国にんじん参照】
ごぼう	0.3		IT		0.30	【米国にんじん参照】
サルシフィー	0.3		IT		0.30	【米国にんじん参照】
その他のきく科野菜	0.3		IT		0.30	【米国にんじん参照】
にんじん	0.3		IT		0.30	【米国にんじん参照】
パースニップ	0.3		IT		0.30	【米国にんじん参照】
その他のせり科野菜	0.3		IT		0.30	【米国にんじん参照】
その他のうり科野菜	0.01		IT		0.01	【米国ばれいしょ参照】
その他の野菜	0.3		IT		0.30	【米国にんじん参照】
なたね	0.04		IT	0.04		
その他のハーブ	0.3		IT		0.30	【米国にんじん参照】
牛の筋肉	2	0.2	IT			【牛の脂肪参照】
豚の筋肉	2		IT			【豚の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	2	0.2	IT			【その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪参照】
牛の脂肪	2	0.4	IT	2		
豚の脂肪	2		IT	2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	2	0.4	IT	2		
牛の肝臓	4	2	IT	4		
豚の肝臓	4		IT	4		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	4	2	IT	4		
牛の腎臓	4	0.3	IT	4		
豚の腎臓	4		IT	4		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	4	0.3	IT	4		
牛の食用部分	4		IT	4		
豚の食用部分	4		IT	4		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	4		IT	4		
乳	0.2	0.04	IT	0.2		
鶏の筋肉	0.02	0.02		0.02		
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02		0.02		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の脂肪	0.05	0.02	IT	0.05		
その他の家さんの脂肪	0.05	0.02	IT	0.05		
鶏の肝臓	0.05	0.02	IT	0.05		
その他の家さんの肝臓	0.05	0.02	IT	0.05		
鶏の腎臓	0.05	0.02	IT	0.05		
その他の家さんの腎臓	0.05	0.02	IT	0.05		
鶏の食用部分	0.05	0.02	IT	0.05		
その他の家さんの食用部分	0.05	0.02	IT	0.05		
鶏の卵	0.05	0.02	IT	0.05		
その他の家さんの卵	0.05	0.02	IT	0.05		
小麦ふすま				0.15		※2
なたね油				0.08		※2

斜線：食品区分を削除したもの

IT：海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#)：使用方法を逸脱して実施された試験成績

基準値案、参考基準値及び残留試験成績は、農産物においてはビキサフェンとしての濃度、畜産物についてはビキサフェン及び代謝物M21をビキサフェンの濃度に換算した濃度の和としての濃度で、基準値現行は農産物及び畜産物ともにビキサフェンとしての濃度でそれぞれ示している。

※1)米国では、“Grain, cereal, group 15, except rice and grain sorghum”について代表作物として小麦(<0.010~0.107(n=26))、とうもろこし(<0.010(n=16))及び未成熟とうもろこし(<0.010(n=11))の作物残留試験が実施されているが、基準値はこれらの作物残留試験成績から設定せずにBarley及びOatsの国際基準に整合させ、0.40 ppmが設定されている。

※2)加工食品である「小麦ふすま」及び「なたね油」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRは小麦ふすま及びなたね油の加工係数をそれぞれ2.7及び2と算出している。

ビキサフェン

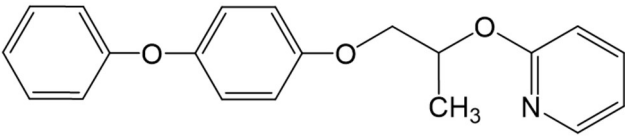
今回基準値を設定するビキサフェンとは、農産物にあつてはビキサフェンとし、畜産物にあつてはビキサフェン及び代謝物M21【N-(3',4'-ジクロロ-5-フルオロビフェニル-2-イル)-3-(ジフルオロメチル)-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド】をビキサフェンに換算したものの和をいう。

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.4
大麦	0.5
ライ麦	0.4
とうもろこし	0.4
そば	0.4
その他の穀類 ^{注1)}	3
大豆	0.04
らっかせい	0.01
ばれいしょ	0.01
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01
かんしょ	0.01
やまいも（長いもをいう。）	0.01
その他のいも類 ^{注2)}	0.01
てんさい	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	3
かぶ類の根	0.3
西洋わさび	0.3
ごぼう	0.3
サルシフィー	0.3
その他のきく科野菜 ^{注3)}	0.3
にんじん	0.3
パースニップ	0.3
その他のせり科野菜 ^{注4)}	0.3
その他のうり科野菜 ^{注5)}	0.01
その他の野菜 ^{注6)}	0.3
なたね	0.04
その他のハーブ ^{注7)}	0.3
牛の筋肉	2
豚の筋肉	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注8)} の筋肉	2

食品名	残留基準値 ppm
牛の脂肪	2
豚の脂肪	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	2
牛の肝臓	4
豚の肝臓	4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	4
牛の腎臓	4
豚の腎臓	4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	4
牛の食用部分 ^{注9)}	4
豚の食用部分	4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	4
乳	0.2
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん ^{注10)} の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05
鶏の卵	0.05
その他の家きんの卵	0.05

- 注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- 注2) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにやくいも以外のものをいう。
- 注3) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちししゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
- 注4) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注5) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注6) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注7) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注8) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 注9) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 注10) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ピリプロキシフェン (Pyriproxyfen)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス(IT)制度に基づく基準設定の要請を受け、残留基準を設定する。										
構造式	 <p>(ラセミ体、R体：S体=1：1)</p>										
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	4-フェノキシフェノキシ構造を有する殺虫剤である。昆虫体内で幼若ホルモンとして作用し、胚仔の発育阻害による殺卵作用、蛹化又は成虫化を阻害することによる変態阻害作用を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	メロン／コナジラミ類 等										
我が国の登録状況	農薬：メロン、きゅうり等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、1999 年に ADI が設定され、同年に ARFD は設定不要と評価されている。国際基準はかんきつ、綿実等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において豆類、キャベツ等に、カナダにおいてケール、ぶどう等に、EU においてトマト、りんご等に、豪州においてかんきつ、オリーブ等に、ニュージーランドにおいてきゅうり、トマトに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p><u>ADI:0.1 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠] 1 年間 慢性毒性試験 (イヌ・カプセル経口。最小毒性量における毒性所見は総コレステロール増加等) 無毒性量 10 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p><u>ARFD:3 mg/kg 体重</u> [設定根拠①] 妊娠 7～17 日 発生毒性試験 (ラット・強制経口。最小毒性量における毒性所見は体重増加抑制等) [設定根拠②] 妊娠 17 日～分娩後 20 日 周産期及び採乳期投与試験 (ラット・強制経口。最小毒性量における毒性所見は軟便/下痢) 無毒性量 300 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：ピリプロキシフェンとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価 TMDI／ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="561 1890 1449 2114"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1 歳以上)</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1～6 歳)</td> <td>11.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>7.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI／ADI (%)	国民全体 (1 歳以上)	6.4	幼小児 (1～6 歳)	11.0	妊婦	4.9	高齢者 (65 歳以上)	7.9
	TMDI／ADI (%)										
国民全体 (1 歳以上)	6.4										
幼小児 (1～6 歳)	11.0										
妊婦	4.9										
高齢者 (65 歳以上)	7.9										

	<p>②短期暴露評価</p> <p>各食品の短期推定摂取量(ESTI)を算出したところ、国民全体(1歳以上)及び幼小児(1~6歳)のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量(ARfD)を超えていない^{注)}。</p> <p>注) 基準値案又は最高残留濃度(HR)又は中央値(STMR)を用い、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを推定した。</p>
意見聴取の状況	<p>令和2年7月30日に在京大使館への説明を実施</p> <p>今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施する予定</p>
答申案	<p>別紙2のとおり。</p>

農薬名 ピリプロキシフェン

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
大豆	0.2	0.2			0.20	米国	【米国スナップエンドウ(<0.01~0.06(n=6))、米国さやえんどう(0.03,0.10,0.12)】
小豆類	0.2	0.2			0.20	米国	【米国スナップエンドウ、さやえんどう参照】
えんどう	0.2	0.2			0.20	米国	【米国スナップエンドウ、さやえんどう参照】
そら豆	0.2	0.2			0.20	米国	【米国スナップエンドウ、さやえんどう参照】
その他の豆類	0.2	0.2			0.20	米国	【米国スナップエンドウ、さやえんどう参照】
はくさい	0.7	0.7			0.70	米国	【米国キャベツ外葉あり(0.05~0.33(n=8))】
キャベツ	0.7	0.7			0.70	米国	【米国キャベツ外葉あり参照】
芽キャベツ	0.7	0.7			0.70	米国	【米国キャベツ外葉あり参照】
ケール	2	2.0			2.0	米国	【米国マスタードの葉(0.29~1.61(n=6))】
こまつな	2	2.0			2.0	米国	【米国マスタードの葉参照】
きょうな	2	2.0			2.0	米国	【米国マスタードの葉参照】
チンゲンサイ	2	2.0			2.0	米国	【米国マスタードの葉参照】
カリフラワー	0.7	0.7			0.70	米国	【米国キャベツ外葉あり参照】
ブロッコリー	0.7	0.7			0.70	米国	【米国キャベツ外葉あり参照】
その他のあぶらな科野菜	2	2.0			2.0	米国	【米国マスタードの葉参照】
たまねぎ	0.2	0.15					【<0.01~0.04(#)(n=9)(米国)】 ※1
みつば	20		申				6.57,11.1(¥)
トマト	1	1	○	0.4			0.14,0.33(¥)
ピーマン	3	3	○	0.6			1.06,1.40(¥)
なす	0.7	1	○	0.6			0.14,0.28(¥)
その他のなす科野菜	2	2	○	0.6			0.79,0.83(¥)(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.2	○	0.04			0.03,0.03(¥)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.1	0.1		0.04	0.10	米国	【米国カンタローブ(<0.01~0.04)(n=8)】
しろりり	0.1	0.1		0.07	0.10	米国	【米国カンタローブ参照】
すいか		0.1					
すいか(果皮を含む。)	0.1				0.10	米国	【米国カンタローブ参照】
メロン類果実		0.1	○				
メロン類果実(果皮を含む。)	2		○	0.07			0.333,0.358,0.452(ネットメロン)
まくわり		0.1					
まくわり(果皮を含む。)	0.1			0.07	0.10	米国	【米国カンタローブ参照】
その他のうり科野菜	0.1	0.1			0.10	米国	【米国カンタローブ参照】
オクラ	0.02	0.02					【米国オクラ(<0.02)(n=6)】※1
未成熟えんどう	0.2	0.2			0.20	米国	【米国スナップエンドウ、さやえんどう参照】
未成熟いんげん	0.2	0.2			0.20	米国	【米国スナップエンドウ、さやえんどう参照】
えだまめ	0.2	0.2			0.20	米国	【米国スナップエンドウ、さやえんどう参照】
その他の野菜	0.2	0.2			0.20	米国	【米国スナップエンドウ、さやえんどう参照】
みかん		0.5					
みかん(外果皮を含む。)	2			0.5			0.26~0.92(n=6)
なつみかんの果実全体	2	0.5	申	0.5			0.24,0.34,0.50
レモン	2	0.5	申	0.5			0.40,0.64,0.86(かぼす、きんかん、すだち)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	0.5	申	0.5			(かぼす、きんかん、すだち参照)
グレープフルーツ	2	0.5	申	0.5			(かぼす、きんかん、すだち参照)
ライム	2	0.5	申	0.5			(かぼす、きんかん、すだち参照)

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のかんきつ類果実	2	0.5	申	0.5		(かぼす、きんかん、すだち参照)
りんご	0.2	0.2			0.20 米国	【米国りんご(0.05~0.16(#)(n=14)) 米国なし(0.02~0.08(#)(n=8))】
日本なし	0.2	0.2			0.20 米国	【米国りんご、なし参照】
西洋なし	0.2	0.2			0.20 米国	【米国りんご、なし参照】
マルメロ	0.2	0.2			0.20 米国	【米国りんご、なし参照】
びわ		0.2				
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.2				0.20 米国	【米国りんご、なし参照】
もも		1.0				
もも(果皮及び種子を含む。)	1				1.0 米国	【米国おうとう(0.06~0.62(n=9))】
ネクタリン	1	1.0			1.0 米国	【米国おうとう参照】
あんず(アプrikottを含む。)	1	1.0			1.0 米国	【米国おうとう参照】
すもも(プルーンを含む。)	1	1.0			1.0 米国	【米国おうとう参照】
おうとう(チェリーを含む。)	1	1.0			1.0 米国	【米国おうとう参照】
いちご	0.3	0.3			0.30 米国	【0.03~0.20(n=8)(米国)】
ブルーベリー	1	1.0			1.0 米国	【米国ブルーベリー(0.16~0.62(n=8))】
クランベリー	1	1.0			1.0 米国	【米国ブルーベリー参照】
ハックルベリー	1	1.0			1.0 米国	【米国ブルーベリー参照】
その他のベリー類果実	1	1.0			1.0 米国	【米国ブルーベリー参照】
ぶどう	0.5	0.5				※2
パパイヤ	0.3	1.0		0.3		
アボカド	1	1.0				※2
パイナップル	0.01			0.01		
グアバ	0.1	0.1			0.10 米国	【<0.025,0.0338,0.0539(米国)】
マンゴー	1	1.0	○			0.02,0.40(¥)
パッションフルーツ	0.1	0.1			0.10 米国	【米国グアバ参照】
その他の果実	1	1.0			1.0 米国	【米国オリーブ(0.13~0.73(n=4))(米国)】
綿実	0.05	0.05		0.05		
くり	0.02	0.02			0.02 米国	【米国くるみ(<0.01(#)(n=4))】
ペカン	0.02	0.02			0.02 米国	【米国くるみ参照】
アーモンド	0.02	0.02			0.02 米国	【米国アーモンド(<0.01(#)(n=6))】
くるみ	0.02	0.02			0.02 米国	【米国くるみ参照】
その他のナッツ類	0.02	0.02			0.02 米国	【米国くるみ参照】
茶	15	15	○			0.10~6.58(n=5)(荒茶)
コーヒー豆	0.05		IT			【ブラジル(<0.05,<0.05,<0.05)】
その他のスパイス	8	1.0	申	0.5		1.44~3.28(n=6)(みかん果皮)
その他のハーブ	2	2.0		0.6	2.0 米国	【米国マスタードの葉参照】
牛の筋肉	0.01	0.01				【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01				【その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪参照】
牛の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01		0.01		
牛の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01		0.01		
牛の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01		0.01		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01		0.01		
ミネラルウォーター類		0.3				
とうがらし(乾燥させたもの)				6		※3
綿実油(注1に限る。)		0.01		0.01		※3
綿実油(注1を除く。)		0.01		0.01		※3

太枠:申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

注1)食用植物油の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油

※1)現行の基準値は当時の米国の基準値を参照して設定したものであり、現行の基準値を維持することとする。

※2)海外において基準値が設定されていることを考慮し、現行の基準値を維持することとする。

※3)加工食品である「とうがらし(乾燥させたもの)」及び「綿実油」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRはとうがらし(乾燥させたもの)及び綿実油の加工係数をそれぞれ10及び0.2と算出している。

ピリプロキシフェン

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.2
小豆類 ^{注1)}	0.2
えんどう	0.2
そら豆	0.2
その他の豆類 ^{注2)}	0.2
はくさい	0.7
キャベツ	0.7
芽キャベツ	0.7
ケール	2
こまつな	2
きょうな	2
チンゲンサイ	2
カリフラワー	0.7
ブロッコリー	0.7
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	2
たまねぎ	0.2
みつば	20
トマト	1
ピーマン	3
なす	0.7
その他のなす科野菜 ^{注4)}	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.1
しろうり	0.1
すいか（果皮を含む。）	0.1
メロン類果実（果皮を含む。）	2
まくわうり（果皮を含む。）	0.1
その他のうり科野菜 ^{注5)}	0.1
オクラ	0.02
未成熟えんどう	0.2
未成熟いんげん	0.2
えだまめ	0.2
その他の野菜 ^{注6)}	0.2
みかん（外果皮を含む。）	2
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2
グレープフルーツ	2
ライム	2

食品名	残留基準値 ppm
その他のかんきつ類果実 ^{注7)}	2
りんご	0.2
日本なし	0.2
西洋なし	0.2
マルメロ	0.2
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.2
もも（果皮及び種子を含む。）	1
ネクタリン	1
あんず（アプリコットを含む。）	1
すもも（プルーンを含む。）	1
おうとう（チェリーを含む。）	1
いちご	0.3
ブルーベリー	1
クランベリー	1
ハックルベリー	1
その他のベリー類果実 ^{注8)}	1
ぶどう	0.5
パパイヤ	0.3
アボカド	1
パイナップル	0.01
グアバ	0.1
マンゴー	1
パッションフルーツ	0.1
その他の果実 ^{注9)}	1
綿実	0.05
くり	0.02
ペカン	0.02
アーモンド	0.02
くるみ	0.02
その他のナッツ類 ^{注10)}	0.02
茶	15
コーヒー豆	0.05
その他のスパイス ^{注11)}	8
その他のハーブ ^{注12)}	2
牛の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注13)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01

食品名	残留基準値 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注14)}	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注5) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注6) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注8) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注9) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注10) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

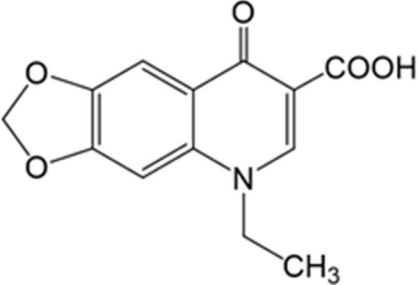
注11) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注12) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注13) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注14) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

オキシリニック酸 (Oxolinic acid)

審議の対象	農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬及び動物用医薬品／殺菌剤/合成抗菌剤
作用機構	ジヒドロオキシキノリン構造を有する殺菌剤及び合成抗菌剤である。DNA ジャイレースのサブユニット A と結合して DNA ジャイレースを不活化させ、DNA の複製を阻害することにより菌を死滅させると考えられている。
適用作物／適用病害虫等	稲／もみ枯細菌病 等
我が国の登録・承認状況	農薬：米、ばれいしょ等を対象作物に登録されている 動物用医薬品：牛、豚、鶏及び魚を対象動物として承認されている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、EU において畜水産物に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.021 mg/kg 体重/day</p> <p>①毒性学的 ADI:0.021 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2 世代 繁殖試験 (雄ラット・混餌。最大投与量 (飼料中濃度 30 ppm) で毒性所見なし) 無毒性量 2.18 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>発がん性試験の結果、1,000 ppm 投与群のラットの精巣で間細胞腫が増加したことから、本剤の催腫瘍性に関する作用機序を解明するため、ラットを用いて種々のホルモン測定を主体とした試験が実施された。その結果、オキシリニック酸原体を投与したラットで増加した精巣間細胞腫は、本腫瘍を好発する動物種に対して、非常に高用量のオキシリニック酸原体を長期間投与したとき、精巣への直接作用ではなく、視床下部のドーパミン作動性神経系の活性化を介して LHRH^{注1)} 放出を促進した結果、下垂体前葉からの LH^{注2)} 放出を増加させ、この LH の慢性的な精巣への刺激により生じた二次的発がんである可能性が高いと考えられた。</p> <p>以上のメカニズム試験の結果から、ラットの精巣に認められた間細胞腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>注 1) 黄体形成ホルモン放出ホルモン 注 2) 黄体形成ホルモン</p> <p>②微生物学的 ADI : 0.03102 mg/kg 体重/day</p> <p>③ADI の設定について 毒性学的 ADI が微生物学的 ADI より小さくなることから、オキシリ</p>

	<p>ニック酸の ADI は、毒性学的 ADI の 0.021 mg/kg 体重/day とすることが適当であると判断された。</p> <p>ARfD : 0.06 mg/kg 体重</p> <p>〔設定根拠〕急性神経毒性試験（ラット・強制経口。最小毒性量における毒性所見は自発運動量増加）</p> <p>無毒性量 6 mg/kg 体重</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙 1 のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：オキシリニック酸とする。</p>										
暴露評価	<p>①長期暴露評価</p> <p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1 歳以上）</td> <td>46.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td> <td>58.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>36.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td> <td>56.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）</p> <p>②短期暴露評価</p> <p>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、国民全体（1 歳以上）及び幼小児（1～6 歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量（ARfD）を超えていない^注。</p> <p>注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。</p>		TMDI/ADI (%)	国民全体（1 歳以上）	46.8	幼小児（1～6 歳）	58.7	妊婦	36.5	高齢者（65 歳以上）	56.8
	TMDI/ADI (%)										
国民全体（1 歳以上）	46.8										
幼小児（1～6 歳）	58.7										
妊婦	36.5										
高齢者（65 歳以上）	56.8										
意見聴取の状況	<p>令和 2 年 7 月 3 日に在京大使館への説明を実施</p> <p>令和 2 年 8 月 11 日にパブリックコメントを実施</p> <p>令和 2 年 8 月 21 日に WTO 通報を実施</p>										
答申案	別紙 2 のとおり。										

農薬名 オキシリニック酸

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.3	0.3	○			0.06, 0.08(¥)
とうもろこし	0.01		申			<0.01, <0.01, <0.01
ばれいしょ	0.3	0.3	○			0.04(#), 0.06(#)(¥)
こんにゃくいも	0.5	0.5	○			0.12, 0.17(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.06	0.2	○			<0.01~0.03(n=4)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	15	10	○・申			1.66~6.90(n=4)
はくさい	2	2	○			0.52, 0.60(¥)
キャベツ	2	2	○			0.06~0.70(n=4)
チンゲンサイ	2	2	○			0.844, 0.96(¥)
カリフラワー	0.3	2	○			<0.1, <0.1(¥)
ブロッコリー	0.2	0.2	○			0.03, 0.04(¥)
その他のあぶらな科野菜	5	5	○			1.40, 1.55(¥)(さんとうさい)
エンダイブ	1	2	○			0.22, 0.5(¥)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	6	5	○			0.40~2.67(n=4)(レタス) ※1
その他のきく科野菜	0.2		申			0.01, 0.04(¥)(トレビス)
たまねぎ	0.1	0.1	○			0.01, 0.02(¥)
ねぎ(リーキを含む。)	4	3	○			0.13~1.47(#)(n=4)
にんにく	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(#)(¥)
アスパラガス	0.7	0.7	○			0.05, 0.30(¥)
その他のゆり科野菜	0.3	0.3	○			0.06, 0.08(¥)(らっきょう)
にんじん	0.2	0.2	○			0.02, 0.05(¥)
パセリ	3	3	○			0.43, 1.28(¥)
セロリ	1	1	○			0.08, 0.43(¥)
ピーマン	3	3	○			0.42, 1.14(¥)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	2	2	○			0.34, 0.62(#)(¥)(きゅうり)
日本なし	0.3	0.3	○			0.06, 0.07(¥)
西洋なし	0.3	0.3	○			(日本なし参照)
もも		0.3	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	5		○			0.84, 1.71(¥)
ネクタリン	1	1	○			0.12, 0.31(¥)
あんず(アプリコットを含む。)	30	20	○			(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	0.7	0.7	○			0.05, 0.30(¥)
うめ	30	20	○			0.89~10.6(n=4)
茶	20		申			11.7, 12.6(¥)(荒茶)
その他のハーブ	2	2				
牛の筋肉	0.1	0.1	○			0.017±0.012(n=5)(投与5日後) ※2
豚の筋肉	0.02	0.02	○			<0.02(n=6)(投与5日後)
牛の脂肪	0.05	0.05	○			0.013±0.008(n=5)(投与5日後) ※2
豚の脂肪	0.02	0.02	○			<0.02(n=3)(投与5日後)
牛の肝臓	0.1	0.1	○			0.023±0.018(n=5)(投与5日後) ※2
豚の肝臓	0.02	0.02	○			<0.02(n=6)(投与5日後)
牛の腎臓	0.1	0.1	○			0.053±0.033(n=5)(投与5日後)
豚の腎臓	0.02	0.02	○			<0.02(n=6)(投与5日後)

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の食用部分	0.1	0.1	○			牛の肝臓及び腎臓参照
豚の食用部分	0.02	0.02	○			豚の肝臓及び腎臓参照
鶏の筋肉	0.03	0.03	○			<0.03 (n=5) (投与5日後)
鶏の脂肪	0.1	0.1	○			0.060±0.024 (n=3) (投与5日後)
鶏の肝臓	0.04	0.04	○			<0.04 (n=5) (投与5日後)
鶏の腎臓	0.04	0.04	○			<0.04 (n=5) (投与5日後)
鶏の食用部分	0.1	0.06	○			鶏の脂肪参照
魚介類 (さけ目魚類に限る。)	0.1	0.1	○			<0.10 (n=1) (投与14日後) (アユ)
魚介類 (うなぎ目魚類に限る。)	0.1	0.1	○			<0.10 (n=1) (投与25日後) (ウナギ)
魚介類 (すずき目魚類に限る。)	0.06	0.06	○			<0.06 (n=5) (投与16日後) (ブリ)
魚介類 (その他の魚類に限る。)	0.05	0.05	○			<0.05 (n=5) (投与28日後) (コイ)
魚介類 (甲殻類に限る。)	0.03	0.03				※3

太枠:申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

※1) レタスについては、プロポーショナリティ (proportionality) の原則に基づき、最大処理濃度の2/3で行われた作物残留試験について、処理濃度の比例性を考慮して換算した。

※2) 家畜残留試験の結果から、定量限界未満の分析値については定量限界の値を用いて、平均値±標準偏差を算出した。

※3) 海外において基準値が設定されていることを考慮し、現行の基準値を維持することとする。

オキシリニック酸

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.3
とうもろこし	0.01
ばれいしょ	0.3
こんにゃくいも	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.06
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	15
はくさい	2
キャベツ	2
チンゲンサイ	2
カリフラワー	0.3
ブロッコリー	0.2
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	5
エンダイブ	1
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	6
その他のきく科野菜 ^{注2)}	0.2
たまねぎ	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	4
にんにく	0.05
アスパラガス	0.7
その他のゆり科野菜 ^{注3)}	0.3
にんじん	0.2
パセリ	3
セロリ	1
ピーマン	3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	2
日本なし	0.3
西洋なし	0.3
もも（果皮及び種子を含む。）	5
ネクタリン	1
あんず（アプリコットを含む。）	30
すもも（プルーンを含む。）	0.7
うめ	30
茶	20
その他のハーブ ^{注4)}	2
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.02

食品名	残留基準値 ppm
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.02
牛の食用部分 ^{注5)}	0.1
豚の食用部分	0.02
鶏の筋肉	0.03
鶏の脂肪	0.1
鶏の肝臓	0.04
鶏の腎臓	0.04
鶏の食用部分	0.1
魚介類（さけ目魚類 ^{注6)} に限る。）	0.1
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.1
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.06
魚介類（その他の魚類 ^{注7)} に限る。）	0.05
魚介類（甲殻類に限る。）	0.03

注1) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

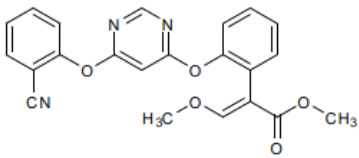
注4) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注5) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注6) 「さけ目魚類」には、にしん目類及びきゅうりうお目類を含む。

注7) 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

アゾキシストロビン (Azoxystrobin)

審議の対象	食品添加物としての規格基準の改正
経緯	事業者からの要請により規格基準の改正を行うもの
構造式	 <p>The chemical structure of Azoxystrobin consists of a central pyridine ring connected via oxygen atoms to two phenyl rings. The left phenyl ring has a cyano group (-CN) at the para position. The right phenyl ring is substituted at the para position with a propenoate ester group (-CH=CH-COOCH₃), which has a methoxy group (-OCH₃) at the alpha position.</p>
用途	防かび剤
概要	<p>アゾキシストロビンは、ストロビルリン系の殺菌剤である。糸状菌のミトコンドリアに作用することによりシトクロームbc₁複合体のQ_o部位に結合することで電子伝達系を阻害して、抗菌作用を示すものと考えられている。</p>
諸外国での状況	<p>コーデックス委員会による農薬残留基準では、収穫前及び収穫後の防かび目的での使用による残留基準が設定されている。収穫後の防かび目的として、ばれいしょに対し、7 ppmの残留基準での使用が認められている。また、FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）では、2008年に評価され、一日摂取許容量（ADI）が0.2mg/kg体重/日に設定されている。</p> <p>米国では、収穫前の農薬として、小麦、とうもろこし、ばれいしょ等に使用されている。また、収穫後の防かびを目的として、キャッサバ、さといも、ばれいしょ等に対し異性体（代謝物）との合計として8.0ppmの残留基準で使用が認められている。</p> <p>欧州連合（EU）では、収穫前の農薬として、主に麦類や果樹類に対して使用されている。欧州食品安全機関（EFSA）により2010年に再評価が行われ、ADIが0.2mg/kg体重/日と設定されている。</p> <p>我が国では、平成10年に農薬登録され、収穫前の農薬として小麦、ぶどう、ばれいしょ等に使用されてい</p>

	る。食品添加物としては平成 25 年に指定され、かんきつ類（みかんを除く。）に使用が認められている。																														
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	アゾキシストロビンの ADI を 0.18 mg/kg 体重/日と設定する。 (令和 2 年 3 月 10 日評価結果通知)																														
摂取量の推計	<p>アゾキシストロビンの推定一日摂取量 (EDI) 及び理論最大一日摂取量 (TMDI) は下記のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI (µg/人/日)</th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1 歳以上)</td> <td>1,178</td> <td>11.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>619</td> <td>20.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1,071</td> <td>10.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>1,389</td> <td>13.8</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI (µg/人/日)</th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1 歳以上)</td> <td>4,356</td> <td>43.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>2,368</td> <td>79.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>4,179</td> <td>39.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>5,063</td> <td>50.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国民全体、幼小児、妊婦及び高齢者の体重は、それぞれ 55.1kg、16.5kg、58.5kg 及び 56.1kg として算出。</p>		EDI (µg/人/日)	EDI/ADI (%)	国民全体 (1 歳以上)	1,178	11.9	幼小児 (1~6 歳)	619	20.8	妊婦	1,071	10.2	高齢者 (65 歳以上)	1,389	13.8		TMDI (µg/人/日)	TMDI/ADI (%)	国民全体 (1 歳以上)	4,356	43.9	幼小児 (1~6 歳)	2,368	79.7	妊婦	4,179	39.7	高齢者 (65 歳以上)	5,063	50.1
	EDI (µg/人/日)	EDI/ADI (%)																													
国民全体 (1 歳以上)	1,178	11.9																													
幼小児 (1~6 歳)	619	20.8																													
妊婦	1,071	10.2																													
高齢者 (65 歳以上)	1,389	13.8																													
	TMDI (µg/人/日)	TMDI/ADI (%)																													
国民全体 (1 歳以上)	4,356	43.9																													
幼小児 (1~6 歳)	2,368	79.7																													
妊婦	4,179	39.7																													
高齢者 (65 歳以上)	5,063	50.1																													
使用基準案 (下線部分は改正部分)	<p>アゾキシストロビンは、かんきつ類（みかんを除く。）及びばれいしょ以外の食品に使用してはならない。</p> <p>アゾキシストロビンは、アゾキシストロビンとして、かんきつ類（みかんを除く。）<u>にあつてはその 1kg につき 0.010 g、ばれいしょにあつてはその 1kg につき 0.007 g を超えて残存しないように使用しなければならない。</u></p>																														
成分規格案 (下線部分は改正部分)	<p>Methyl_(E)-2-[2-[6-(2-cyanophenoxy)pyrimidin-4-yloxy]phenyl]-3-methoxyacrylate</p> <p>※使用基準改正に係る諮問をしたところだが、添加物部会においてご指摘があり、改正するもの。</p>																														
意見聴取の状況	今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定																														

答申案	別紙のとおり
-----	--------

答申 (案)

アゾキシストロビンの添加物としての規格基準については、以下のとおり改正することが適当である。

使用基準 (案) (下線部 : 改正部分)

アゾキシストロビンは、かんきつ類 (みかんを除く。) 及びばれいしょ以外の食品に使用してはならない。

アゾキシストロビンは、アゾキシストロビンとして、かんきつ類 (みかんを除く。) にあつてはその 1 kg につき 0.010 g、ばれいしょにあつてはその 1 kg につき 0.007 g を超えて残存しないように使用しなければならない。

成分規格 (案) (下線部 : 改正部分)

アゾキシストロビン

改正後	改正前
<u>Methyl (E)-2-[2-[6-(2-cyanophenoxy)pyrimidin-4-yloxy]phenyl]-3-methoxyacrylate</u>	<u>Methyl (E)-2-[2-[6-(2-cyanophenoxy)pyrimidin-4-yloxy]phenyl]-3-methoxyacrylate</u>

炭酸カルシウム (Calcium carbonate)

審議の対象	添加物としての規格基準の改正
経緯	令和2年8月25日開催の添加物部会において審議され、規格基準の改正を行うもの
構造式	CaCO_3
用途	製造用剤（ぶどう酒の除酸 ¹⁾ ）
概要	<p>指定添加物「炭酸カルシウム」の含量規格（炭酸カルシウム（CaCO_3）98.0～102.0%を含む）に合致する「炭酸カルシウム（複塩）」について、「炭酸カルシウム」の規格とは別に、新たに使用基準及び成分規格を設定するもの。炭酸カルシウム（複塩）は、98.0%以上の炭酸カルシウムに少量のL-酒石酸・L-リンゴ酸カルシウム複塩を含みうる方法で製造されたものであり、ぶどう酒の製造に用いる果汁及びぶどう酒に対して使用した場合、L-酒石酸・L-リンゴ酸カルシウム複塩を種晶としてリンゴ酸等の有機酸を結晶化して沈殿除去するとされている。</p>
諸外国での状況	<p>○炭酸カルシウム</p> <p>コーデックス委員会による添加物の使用基準（食品添加物に関するコーデックス一般規格（GSFA）では、一部の食品を除き²⁾、適正製造規範（GMP）の下で必要量を食品に使用することが認められている。</p> <p>米国では、一般に安全と認められる（GRAS）物質として、食品全般に対して、GMPの下で必要量を使用することが認められている。</p> <p>欧州連合（EU）では、一部の食品を除き³⁾、必要量を食品に使用することが認められている。</p>

¹⁾ 人為的にぶどう酒にカリウムやカルシウムを供給することで、ワインに溶けている有機酸を強制的に塩として析出させ、ワインの酸度を減少させる行為を除酸という。

²⁾ 乾燥ホエイ及びホエイチーズを除くホエイ製品については、10000 mg/kg とされている。

³⁾ ココア及びチョコレート製品については、70000 mg/kg とされている。

	<p>我が国では、炭酸カルシウムが昭和32年に指定されており、「食品の製造又は加工上必要不可欠な場合及び栄養の目的で使用する場合以外は食品に使用してはならない」とされ、カルシウムとして、チューインガムにあっては10%以下、その他の食品にあっては1.0%以下でなければならないとされていたが、平成29年の規格基準改正において使用基準が削除されたため、現在、使用基準は設定されていない。</p> <p>○炭酸カルシウム（複塩）</p> <p>EU及び米国においてワインへの使用が認められている。</p>
<p>食品安全委員会における食品健康影響評価結果</p>	<p>通常の食事以外からのカルシウムの摂取量の上限値を2,000mg/人/日（カルシウムとして）と設定する。</p> <p>添加物「炭酸カルシウム」に係る規格基準の改正については、炭酸カルシウムとして適切に使用される場合、安全性に懸念はない。</p> <p>（令和2年6月16日評価結果通知）</p>
<p>摂取量の推計</p>	<p>炭酸カルシウムを含めて、添加物由来のカルシウムの推定一日摂取量は最大 711.37mg/人/日（カルシウムとして）。</p> <p>炭酸カルシウム（複塩）の使用量として、海外で行われている除酸に用いられる量を念頭に最大 234 g/hL (2,340 mg/L.) と想定し、成分規格案における含量の最大量 (2.0%) のL-酒石酸・L-リンゴ酸カルシウム複塩がぶどう酒中に全て残存した場合、L-酒石酸・L-リンゴ酸カルシウム複塩の推定一日摂取量は 2.36 mg/人/日（解離成分としては、L-酒石酸が 0.0178 mg/kg 体重/日、L-リンゴ酸が 0.0159 mg/kg 体重/日及びカルシウムが 0.00951 mg/kg 体重/日）。</p>
<p>使用基準案</p>	<p>炭酸カルシウム（複塩）は、ぶどう酒の製造に用いる果汁及びぶどう酒以外の食品に使用してはならない。</p>

成分規格案	別紙のとおり
意見聴取の状況	今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定
答申案	別紙のとおり

答申(案)

炭酸カルシウムの添加物としての規格基準については、以下のとおり改正することが適当である。

使用基準(案)

炭酸カルシウム(複塩)は、ぶどう酒の製造に用いる果汁及びぶどう酒以外の食品に使用してはならない。

成分規格(案) 炭酸カルシウムの項の次に以下を追加する。**炭酸カルシウム(複塩)**

Calcium Carbonate (Double Salt)

CaCO₃ 分子量 100.09

Calcium carbonate [471-34-1、炭酸カルシウム]

定義 本品は、炭酸カルシウムを主成分とし、L-酒石酸・L-リンゴ酸カルシウム複塩を含まうる方法で製造されたものである。

含量 本品を乾燥物換算したものは、炭酸カルシウム(CaCO₃) 98.0~102.0%を含む。

性状 本品は、白色の微細な粉末であり、においが無い。

確認試験 本品1gに水10mL及び酢酸(1→4)7mLを加えるとき、泡立って溶ける。この液を煮沸した後、アンモニア試液で中和した液は、カルシウム塩の反応を呈する。

純度試験 (1) 塩酸不溶物 0.20%以下

本品5.0gを量り、水10mLを加え、かき混ぜながら徐々に塩酸12mLを滴加し、更に水を加えて全量を200mLとする。この液を定量分析用ろ紙(5種C)でろ過する。ろ紙上の残留物を洗液が塩化物の反応を呈さなくなるまで熱湯で洗い、ろ紙と共に徐々に加熱して炭化した後、450~550℃で3時間以上強熱し、その質量を量る。

(2) 遊離アルカリ 本品3.0gを量り、新たに煮沸し冷却した水30mLを加え、3分間振り混ぜた後、ろ過する。ろ液20mLを量り、フェノールフタレイン試液2滴を加えるとき、赤色を呈しても、その色は、0.1mol/L塩酸0.20mLを加えるとき消える。

(3) 鉛 Pbとして3μg/g以下(2.0g、第5法、比較液 鉛標準液6.0mL、フレイム方式)

本品に塩酸(1→4)20mLを加え、時計皿等で覆い、穏やかに15分間沸騰させる。冷後、水30mLを加え、試料液とする。なお、試料が溶けない場合は、蒸発乾固し、残留物に塩酸(1→4)20mLを加え、時計皿等で覆い、穏やかに5分間沸騰させる。冷後、水30mLを加え、試料液とする。ただし、第5法に示すクエン酸水素二アンモニウム溶液(1→2)の

量を 50mL に変更し、指示薬はブロモチモールブルー試液 1 mL を用い、アンモニア水を液の黄色が黄緑色に変わるまで加える。

(4) アルカリ金属及びマグネシウム 1%以下

本品 1.0 g を量り、塩酸 (1→10) 30mL を徐々に加えて溶かし、煮沸して二酸化炭素を追い出す。冷後、アンモニア試液で中和し、シュウ酸アンモニウム一水和物溶液 (1→25) 60mL を加え、水浴上で 1 時間加熱する。冷後、水を加えて 100mL とし、よくかき混ぜた後、遠心分離し、上澄液をろ過する。ろ液 50mL を量り、硫酸 0.5mL を加えて蒸発乾固した後、600°C で恒量になるまで強熱し、その質量を量る。

(5) バリウム Ba として 0.030%以下

本品 1.0 g を量り、塩酸 (1→4) 8 mL を加えて溶かし、水を加えて 20mL とし、検液とする。検液に酢酸ナトリウム三水和物 2 g、酢酸 (1→20) 1 mL 及びクロム酸カリウム溶液 (1→20) 0.5mL を加え、15 分間放置するとき、その液の濁度は、次の比較液の呈する濁度より濃くない。比較液は、バリウム標準液 0.30mL に水を加えて 20mL とし、以下検液と同様に操作した液を用いる。

(6) ヒ素 As として 3 µg/g 以下 (0.50 g、標準色 ヒ素標準液 3.0mL、装置 B)

本品を量り、水 1 mL で潤し、塩酸 (1→4) 4 mL を加えて溶かし、検液とする。

乾燥減量 2.0%以下 (200°C、4 時間)

定量法 本品約 2 g を精密に量り、1 mol/L 塩酸 50mL を正確に量って徐々に加え、液の入った容器を水浴中に入れて約 10 分間加熱し、冷却した後、過量の塩酸を 1 mol/L 水酸化ナトリウム溶液で滴定する (指示薬メチルレッド試液 4～5 滴)。終点は、液の赤色が黄色に変わるときとする。さらに、乾燥物換算を行う。

1 mol/L 塩酸 1 mL = 50.04mg CaCO₃